工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

⑳　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

㉑　配置予定の技術者等　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で設置しなければならない。なお、求める経験１及び求める経験２を同一の工事において有する必要はない。また、すべての経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同工種の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においてはこの限りではない。）専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む）している期間とする。

求める経験１

・躯体高さ５ｍ以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める経験２

・ＥＰＳ工法による軽量盛土工の工事

㉒　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が3,000万円以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を設置しなければならない。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Meishin Expressway Anpachi Smart Interchange

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 19 October 2015

⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 5 January 2016. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 5 January 2016)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Japan Tel. 052―222―1447

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年９月18日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（負）フリーフローＥＴＣ設備他改修工事27―２―１

⑶　工事場所　東京都中央区日本橋箱崎町他126箇所

⑷　工事内容　フリーフローＥＴＣ設備105箇所の改修及び８箇所の新設並びに予告用路側無線装置10箇所の改修及び４箇所の新設

⑸　工期　契約締結日の翌日から780日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体の代表者及び共同企業体の代表者以外の構成員は、いずれも平成12年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

・ＥＴＣ設備を自ら製作し、あわせて据付け及び調整を行う工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成28年３月１日（火）を予定している。

①　主任技術者は、以下のア～エのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条第３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者

ウ　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者）

エ　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者

②　監理技術者については、建設業法26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に次に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・ＥＴＣ設備の据付け及び調整を行う工事

上記工事は平成12年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。